

議案第173号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年12月22日(月) 総務部人事課

1 改正を必要とする条例

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

2 改正の趣旨

令和7年の人事院勧告及び滋賀県人事委員会勧告の内容を踏まえ、本市の会計年度任用職員にかかる給料表及び期末勤勉手当の支給月数について所要の改正を行う。

(※通勤手当に関する勧告内容については、正規職員の給与条例を準用していることにより反映されるため、本条例における改正は無し。)

3 実施時期

① 給料表の改正

令和7年4月1日

② 期末勤勉手当支給月数(令和7年12月期)の改正

令和7年12月1日

③ 期末勤勉手当支給月数(令和8年度以降)の改正

令和8年4月1日

4 改正内容

・給料

人事院勧告等の内容を踏まえ、本市会計年度任用職員の給料表においても対応する号給について同様の改定を行う。

(参考)会計年度任用職員の行政職給料表の改定額：月額11,100円から12,300円

・期末勤勉手当

滋賀県の改定に準じて各0.025月分の引き上げを行う。また、令和8年度以降は、同様の年間月数を2期に等分して支給する。

区分	現行	改定後	増減
期末手当（令和7年12月）	1. 2500月	1. 2750月	0. 0250月
勤勉手当（令和7年12月）	1. 0500月	1. 0750月	0. 0250月
期末手当（令和8年6月）	1. 2500月	1. 2625月	0. 0125月
勤勉手当（令和8年6月）	1. 0500月	1. 0625月	0. 0125月
期末手当（令和8年12月）	1. 2500月	1. 2625月	0. 0125月
勤勉手当（令和8年12月）	1. 0500月	1. 0625月	0. 0125月

総務常任委員会資料

(議案第173号)



5 影響額

影響額(共済費を除く。)

(単位:千円)

年度	給料・報酬	期末勤勉手当	通勤手当	合計
令和7年度	278,740	102,157	397	381,294

【具体例】事務補助 週35時間勤務(7時間×5日)の1年目給与

(単位:円)

	本給月額	本給年額	期末手当	勤勉手当	合計
改正前	<u>180,658</u>	2,167,896	451,645	379,381	2,998,922
改正後	<u>192,768</u>	2,313,216	486,739	409,632	3,209,587
差額	<u>12,110</u>	145,320	35,094	30,251	210,665